

# まくべつ

# 第54号

令和元年 10月発行

# 農業委員会だより



9月7日 農業試験圃場、味覚工房で第2回農業体験塾が行われました

## 紙面あない

こんなとき農業委員会にご相談ください	2 P・3 P
農業者年金で生活の安定を考えませんか	4 P
後継者に経営移譲された方へ	5 P
農業振興公社から交流会のお知らせ	6 P
農業委員活動報告ほか	7 P
農業に新規参入しました	8 P

編集・発行

幕別町農業委員会  
幕別町本町 130 番地 1  
Tel 0155-54-6625

忠類支局  
幕別町忠類錦町 439 番地 1  
Tel 01558-8-2111

こんなとき、

# 農業委員会にご相談ください

農地は宅地などの一般の土地と異なり、それ自体が生産力を持っており、農業を行う上で最も基本的な生産基盤です。

このため、農地を売ったり買ったり、貸したり借りたりする場合や、農地を耕作以外の目的に利用する場合は、特別な場合を除き、農地法に基づく農業委員会の許可などを受ける必要があります。

## 1 農地を売買または貸借したい

幕別町では、農業委員会に農地法第3条の許可申請をするか、農業振興公社に農地利用調整の申し出をして農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画により農地等の権利の移転・設定をすることができます。

### 【出し手：農地を売る・貸す方】【受け手：農地を買う・借りる方】

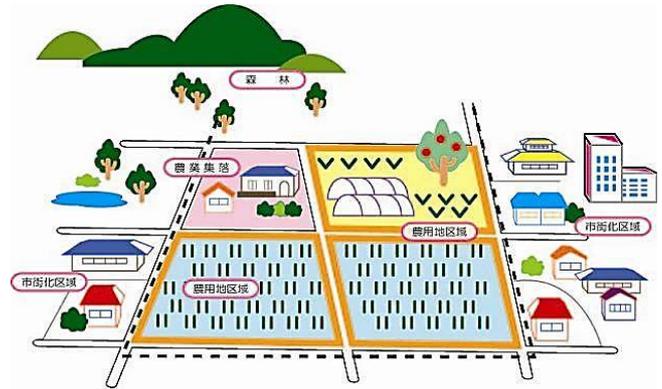
<u>売買・貸借をしたい</u> ⇒	農業委員会へ 農地法第3条の許可申請	農業振興公社へ 農地利用調整の申し出
手続きの方法は？	売買または貸借契約書を作成し、農地法第3条の許可申請書を作成の上、農業委員会に提出します。 司法書士に委任する方法もあります。	出し手は公社に売渡・貸付の申し出をします。 受け手は公社に買受・借受の申し出をします。
受け手を選ぶことは？	出し手が自由に選ぶことができます。	公社に受け手の選定を委任するので選ぶことはできません。
農地の価格の決定は？	出し手・受け手双方の合意で、自由に決められます。 ただし賃借料は、地域の2倍以上となる場合は農業委員会の指導で設定できません。	公社が開催する農地利用調整会議で農地の状況、近傍価格を参考に決定されます。
賃貸借の場合、契約期間が満了すると？	契約期間の満了の1年前から6か月前までの間に、相手方に対して更新しない旨の通知をしないと、従前の賃貸借と同一の条件で、さらに更新したものとみなされます（法定更新といいます）。	契約期間が満了したら自動的に賃貸借関係が終了し、農地は出し手に戻ります。再契約もできます。
譲渡所得税の特別控除は？	特にありません。	800万円 北海道農業公社に売渡す場合は1,500万円となります。 詳しくは農業振興公社へお尋ねください。

## 2 農地を農地以外にして利用したい（農地を転用する）

### ■「農地を転用する」とは？

人為的に農地、採草放牧地を農地、採草放牧地以外にすることを「農地転用」といいます。

農地を住宅、牛舎や倉庫などの農業用施設、資材置場や駐車場にするなど農地以外にする場合、また、砂利を採取するなど一時的に農地以外とする場合も農地転用に該当します。



### ■農地転用に関する法律

農地を転用するには、農業委員会が対応する「農地法」と、農林課が対応する「農振法」の2つの法律が関係します。農地を転用する前にあらかじめ、それぞれ申請し許可を受ける必要があります。この欄では農業委員会が対応する農地法について説明します。

### ■なぜ許可が必要？

農地は農業生産の基盤であり、限られたかつ貴重な資源です。また、国民への食料の安定供給を確保するためには、優良な農地を確保することが必要です。このため、農地法により農地の転用を規制しています。

### ■許可を受けるまでに期間を要します

農地を転用するには、農業振興地域の「農用地区域でないこと」などの要件が必要です。

農地転用の申請は農業振興地域の手続きが済んでからとなり、農地転用申請後も、農業委員会の現地調査、総会審議を経て、内容によっては北海道農業会議へ意見聴取が必要など数か月の期間を要します。

**【農地の転用をお考えの場合は、お早めに農業委員会にご相談ください。】**

### ■許可を受けずに転用したら？

許可を受けずに農地を転用した場合や、転用許可を受けていても、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合などは、農地法に違反することになり、工事の中止や原状回復等の命令がされる場合があります（農地法第51条）。

罰則の適用もあり、違反転用すると個人は3年以下の懲役または300万円以下の罰金、法人の場合は1億円以下の罰金が科せられます（農地法第64条、第67条）。

### ■農地法の許可申請の条項

	第4条	第5条
許可が必要な場合	自分の農地を転用する場合	転用する者が農地、採草放牧地を転用するために売買等を行う場合
許可申請者	転用を行う者（農地所有者）	売主または貸主（農地所有者）と 買主または借主（転用事業者）
許可権者	転用する面積が ・ 4ヘクタール以下 農業委員会会長（北海道農業会議の意見聴取が必要な場合もあります） ・ 4ヘクタール超 北海道知事	

※ 4ヘクタールを超える農地の転用を許可しようとする場合は、あらかじめ農林水産大臣に協議が必要です。

# 農業者年金で生活の安定を 考えませんか

## 知って得する農業者年金

あなたの老後生活への備えは十分ですか？年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。

### 農業者年金 3つのメリット

#### 1 女性に優しい！

奥様も単独で加入できます

農業者年金の加入には農地の権利名義は必要ありません。ご主人だけの農業者年金加入では、ご主人の死去後は奥様の収入は国民年金だけになってしまいます。奥様も加入することで老後が安心なものになります。家族経営協定がなくても加入できますが、保険料の国庫補助を受けるには家族経営協定の締結が必要です。

農業者の老後の生活の収入は、

国民年金＋農業者年金が基本です。国民年金の支給額は月額最高6万5千円、夫婦お二人で約13万円です。一方、高齢農家の家計費は夫婦お二人で23万～24万円必要で、月額約10万円不足になります。農業者年金が不足分をカバーします。

#### 2 若年層には保険料の国庫補助

による手厚い政策支援

国民年金第1号被保険者等の農業者年金への加入要件に加え、

○ 39歳までに加入

○ 農業所得が90万円以下

○ 認定農業者で青色申告者等の要件を満たせば、保険料の国庫補助を受けられます。

3 税制面で大きな優遇。支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象になります

農業者年金の保険料は2万円から6万7千円まで千円単位で加入者が自由に選択できます。また、保険料の額はいつでも見直しできます（ただし、保険料の国庫補助を受けていない場合に限りられます）。



### 保険料控除分の節税額の目安

課税対象所得	税率	保険料月額2万円 (年額24万円)の場合	保険料月額6万7千円 (年額80万4千円)の場合
195万円以下	15.1%	3万6千円	12万1千円
195万円超 330万円以下	20.2%	4万8千円	16万2千円
330万円超 695万円以下	30.4%	7万3千円	24万4千円

支払った保険料は、同一生計の家族の分を含めた全額を社会保険料控除の対象となり、大きな節税効果を得られます。

また、年金を受け取る際には、公的年金による所得として、公的年金控除を受けることができます。

#### ■途中脱退、再加入も可能です

保険料の支払いが厳しいときなどは、途中で脱退して保険料の支払いを一時停止することができます。この場合、納められた保険料については、脱退後も農業者年金基金が運用を続け、将来、年金として支給されます（脱退一時金はありません）。また、加入要件を満たせばいつでも再加入でき、年金原資の積み立てを再開できます。





## 後継者に経営移譲された方へ

農業者年金を受給している方の農地の貸借の相手先の変更や農地の転用など、処分した農地に移動の予定があるときは、農業者年金が減額になる場合がありますので、必ず事前に農業委員会またはJAに相談しましょう。

### 減額になる場合の例

#### 1 農業経営を再開した場合

2 後継者に貸していた農地が返還され、適切な対応をしなかった場合



3 返還された農地（2）を農地以外に転用した場合  
（受給者本人や後継者の住宅など例外となる場合もあります）



4 経営継承された方の返還された農地（2）が遊休農地となり、農業委員会の利用意向調査を受けた場合

**農業者年金説明会・個別相談会を開催します**

農業者年金制度の概要、経営移譲年金・特例付加年金の受給・手続きについて、北海道農業会議から講師を招き、説明会および個別相談会を開催します。これから受給予定の方はぜひご参加ください。

【日時】令和元年 12月3日（火）

午後1時 30分～

【場所】役場2階

2-A・B会議室

【申込方法】

事前に農業委員会へ電話でお申し込みください。

【申込期限】

11月20日（水）

【問い合わせ・申込先】

☎ 54-6625

☎ 8-2111



昨年の相談会の様子

# 幕別町農業振興公社から「交流会」のお知らせ

幕別町では、男性の独身農業者を対象に、独身農業後継者で組織する「クラブアップル」が主催する『交流会』と、農業振興公社主催の小規模交流会、通称『農コン』を開催しています。これから開催予定の交流会と、過去5年間の交流会や個別紹介による成婚数をお知らせします。

◆問い合わせ・申込先 公益財団法人幕別町農業振興公社  
 電話 57-2711 FAX 57-2716  
 URL <https://www.makubetsu-nsk.com/>

様子  
クラブアップル交流会の



## ♡クラブアップル交流会♡

- ・日 時 令和元年11月24日(日) 午後6時～
- ・内 容 「ホテル日航ノースランド帯広」での食事会
- ・募集人数 9人(20～35歳の町内独身農業者)

## ♡農コン(小規模交流会)♡

- ・日 時 令和元年12月6日(金) 午後7時30分～
- ・内 容 「北海道ホテル」での食事会
- ・募集人数 6人(30～49歳の町内独身農業者)

公社が行っているグリーンパートナー対策事業では交流会を開催するほか、担い手専属アドバイザーが独身農業者を訪問して結婚相談を行い、個別紹介なども行っています。また、農業後継者が成婚された場合、記念品を贈呈しています。

### ★農業後継者成婚数の推移

年度	成婚数	うち公社の事業(グリーンパートナー対策事業)による成婚数		
		クラブアップル交流会	その他交流会	個別紹介
H26	4	2		
H27	10	1	2	1
H28	8	1		1
H29	7	1		1
H30	4	1	1	

農業情報を

わがやまへ

お伝えします！

全国農業新聞は農業者の公的代表的機関である農業委員会系統組織が発行する農業総合専門紙です。全国農業新聞は、農業委員会で購読の申し込みを受け付けています。電話等でお申し込みください。

◆発行日 毎週金曜日

◆購読料 月700円

(送料、税込)



## 畜産部会視察研修

畜産部会(部会長 高野英一委員)では、6月3日、新得町レディースファームと地方独立行政法人北海道立総合研究機構畜産試験場(新得町)への視察研修を行いました。



新得レディースファームスクール

レディースファームでは、設立した背景として農業従事者の高齢化、後継者不足が原因としてあり、設立当時、新規就農相談件数や農業体験希望者が、男性に比べて女性が多かったことから、対象を女性に限定したこと。修了生は平成30年度末193人中、町内在住が44人、うち農業関係が33人で、町内の農業者などからの求人があり、引き続き在住してもらえるように



北海道立総合研究機構畜産試験場

町としても積極的に紹介しているということでした。

また近年、入校希望者が減ってきている中、新しいPR方法としてオープンキャンパス(短期研修)を始めたことや、男性版の研修も始めてはどうかという声もあり、町として検討する時期になつているなど、今後の展望について担当者から話を伺いました。

畜産試験場では、家畜の健康を守る注意すべき牛の疾病と予防対策について研修し、家畜の疾病を予防し、健康を守り生産性を向上させることは重要な課題であるという説明を受けました。研修後は、家畜衛生グループの主な実験室と検査機器等を視察しました。

## 小麦刈取作業激励

7月31日に札内・忠類地区、8月1日に幕別地区の小麦刈取作業に谷内会長が飯田町長、寺林議長とともに激励に伺いました。

6月から不順な天候が続いて、刈取作業の始まりが心配されましたが、7月下旬からの好天・高温に恵まれ、作業は順調に進んだようです。

## 農地パトロール(利用状況調査)

8月上旬から、農地パトロール(利用状況調査)を行い、9月上旬には町内4地域に分かれて、地域内の農地について重点的に調査を行いました。

農業委員会では、これからも農地パトロールを通じて遊休農地等の把握



の把握  
 ・解消を図るなど、  
 優良農地の確保に努めます。

## 農地所有適格法人報告書の提出をお願いします

農地所有適格法人は、「農地所有適格法人報告書」を提出することが農地法で義務付けられています。報告書を提出されないと、農地所有適格法人としての資格が確認できず、農地の取得ができなくなる可能性がありますので、お忘れのないように報告をお願いします。

### ■提出書類

- ・農地所有適格法人報告書
- ・農業収入額がわかる書類(損益計算書など)
- ・定款、株主または組合員名簿(新規設立または内容に変更がある場合)

### ■提出期限

各法人の毎事業年度の終了後3カ月以内

### ■提出先

農業委員会、忠類支局

※報告書の様式は農業委員会にあります。

また、町ホームページからもダウンロードできます。

# 農業に新規参入しました！

## よろしくお願ひします

忠類地域では平成30年から2人、平成31年から1人が、ゆり根農家として新規参入し営農を始めています。3人は町農業振興公社の「まくべつ農村アカデミーフロンティアコース」で学び、忠類地域内のゆり根農家で研修を重ねて就農しました。

氏名：高橋 直久さん（39歳）

出身地：帯広市

就農年：平成30年

経営面積：4.6ヘクタール

抱負：ゆり根の作付面積を毎年少しずつ増やしながら、他の作物も色々作っていかねばと思っています。



氏名：赤坂 勇介さん（32歳）

出身地：岩見沢市

就農年：平成30年

経営面積：6.1ヘクタール

抱負：ゆり根の面積を拡大し、他の作物も作りたい。



ゆり根耕作組合事務局（忠類農業協同組合営農部）江口忠さん  
農家戸数が減少する中、3戸も新規就農していただきました。忠類地区は、ゆり根の産地として全国的に有名ですが、販売まで5年の期間がかかります。その中で手間暇かけているゆり根なので、今後も引き続き良品質なゆり根の出荷を期待し、更なる発展を願います



氏名：井上 洋平さん（28歳）

出身地：東京都

就農年：平成31年

経営面積：4.8ヘクタール

抱負：ゆり根の栽培面積を1ヘクタール以上に伸ばすために種球の生産・管理や作業体系などについて、他のゆり根農家を見て勉強していきたい。またゆり根だけでなく、他の作物も栽培できるように情報を集めていきたい。

### 各種申請は毎月10日

農地法に基づく各種許可申請（農地の売買、転用など）や地目の現況証明願ひの締切りは、毎月10日（閉庁日の場合は直前の開庁日）となっています。

書類を準備のうえ、農業委員会事務局に申請をしてください。申請書の様式は幕別町のホームページからダウンロードできます。

幕別町のトップページ

→ 右下の町政情報の「幕別町農業委員会」

→ 「○各種様式」をクリック

### ◆広報委員◆

委員長 森山 勤  
副委員長 石川 雅洋  
委員 斎藤 正孝  
委員 棚藤 範貴  
委員 澤本 佳誠

森山 勤  
石川 雅洋  
斎藤 正孝  
棚藤 範貴  
澤本 佳誠

勤 義子  
雅 洋  
正 孝  
範 貴  
佳 誠